

平成24年度第1回 鳥取県議会情報公開審査会会議録

- 1 開催日時 平成24年11月7日(水) 午後2時から4時まで
- 2 開催場所 県庁特別会議室(議会棟3階)
- 3 出席委員 永山正男 会長
河本充弘 委員
中尾 享 委員
宮田挙子 委員
安本仁子 委員
- 4 事務局出席者 議会事務局 有田局長 外4名
- 5 会議に付した議題の内容
政務調査費に係る公文書部分開示決定処分に対する異議申立ての審議
- 6 会議の概要(※会議の中で個人情報など非開示となる内容が含まれている部分は省き、概略としてまとめた。)
永山会長が議事の進行を行い、政務調査費に係る公文書部分開示決定処分に対する異議申立てについて、意見陳述及び審議が行われた。

(1) 説明、意見陳述

ア 事務局の説明等

① 支出、購入先事業者名

取引先事業者名が明らかになると、議員の支援者であることを知られるなど、政治活動に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示情報としているが、多くの人を利用する大型小売店などの事業者名を非開示とする理由は乏しく感じられ、苦慮しながら業務を行っている。

② 政務調査費補助員等について

補助員に係る証拠書類は、社会保険等の支出に係る証票から、勤務実態が不明確な固定給の支払い一覧まで千差万別であり、勤務実態を明確にし不正を抑制するため、氏名の開示が必要と判断したものである。さらに、住所等を開示することは平穏な私生活を脅かすこと等になるため、住所等は非開示が適当である。

イ 異議申立人の意見陳述

① 支出、購入先事業者名

非開示条項の政治活動に支障を及ぼす「おそれ」は、法的保護に値する蓋然性が必要であり、いたずらに適用してはならない。今まで「おそれ」があった具体的な例を聞いたこともないなど、本件について適用されるべきでなく、支出、購入先事業者名を開示すべきである。

② 政務調査費補助員等について

勤務実態のない人件費の計上など不正の疑念が払拭できず、政務調査費が税金を原資としていることを考えると、当然、住所等を開示する必要がある。

(2) 審議

〔支出、取引先事業者名について〕

委員) 地方議会の議員の活動について、政治活動と議員活動を峻別して考える傾向が非常に強まっている。議員の審議能力を高めるための政務調査費における物品購入は、本来、有権者の支持拡大を中心とする政治活動とは別物ではないか。したがって、議員活動に支障となる非開示情報は、非常に限定的に解釈されるべきものだと思う。

事務局) 政務調査費は、全ての議員の活動を分母に、政務調査活動を分子にして、案分して金額を計上している。

委員) 条例の解釈の前に、一県民の感覚として、物品購入は商取引であり、決して隠すべきものではない。県民の税金を多少なりとも使っているのであれば、開示した方がきちんと使っていることが明らかになるのではないか。

委員) 物品購入は、選挙の時に普段からひいきにしている業者側が開示を嫌がることがあると思うが、今はそういう時代ではない。

委員) 私も非開示情報の条文を限定的に解釈すべきであり、非開示にする必要はないと思うが、例えば購入先が個人の場合はどうなるのか。

事務局) それは個人事業主でない限り、個人情報是非開示になる。

委員) 支出、取引先事業者名については、条例の非開示条項は適用しない。ただし、個人情報に関わることがあればその都度判断していくということによろしいか。また、議員活動への支障の非開示情報の規定については、極めて例外的なケースが出てくるかもしれないので、削除するには時期尚早と思う。

全委員) (異議なし)

〔政務調査費補助員について〕

委員) 領収書に名前を記して印鑑を押しているだけの証拠書類では、空雇用の可能性もあり得る。

委員) 個人情報は守られるべきであり、軽々に不正の防止のために開示するというのは本末転倒である。

委員) 政務調査費は公費の支出であり、最低限のルールがある。

委員) 補助員の住所等は、基本的には個人情報なので公開できない。ただし、勤務実態の確証を得る必要があるということについては、様々な制度改革で対応すべき問題だというような結論でいかがか。

全委員) (異議なし)

委員) 正々堂々と何かあったら個人情報だけど開示できるくらいの気構えで、議員は補助員を雇ってほしいし、補助員として勤務される方もそういう気持ちをもってもらいたい。

委員) 名前は個人情報の最たるものであり、開示すれば実態のない名義貸しかどうかは分かる。

委員) 空雇用などの不正の可能性が減るよう、制度設計を事務局で工夫して考えていただ

きたい。

〔活動報告書等について〕

委員) 政務調査費活動報告書の開示については、個人情報に係る部分は非開示とするということでよいか。

全委員) (異議なし)

〔補助員及び活動報告書等の個人情報の議長裁量による開示について〕

委員) 異議申立人は、個人情報であっても第10条の議長裁量で開示すべきと主張していたので、同条への該当の有無を、答申に記載すべき。

委員) 住所等を開示すると、補助員に対し、異議申立人と会うことを義務付けることにながり、問題があると思う。

委員) 住所等の個人情報保護は優位性が高く、それを上回る公益上の必要性はない。結論は、議長裁量による開示には該当しないということでもいいと思う。